# 市民関係部課長会議録

**日時**

令和８年７月２３日（木）　午後２時００分から午後３時００分まで

**会場**

愛知県自治センター　４階　大会議室

**出席者**

県　総務局総務部市町村課行政グループ　課長補佐　河村　泰匡
　　総務局総務部市町村課行政グループ　主事 深見　雄紀
　　総務局総務部デジタル戦略課　主査　藤井　奈保子
市　名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課長　川森　裕子　始め３８名
愛知県市長会事務局　福井、伊藤

## １　開会

**事務局**

ただいまより市民関係部課長会議を開会します。本日は、業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆さま方には、心よりお礼申し上げます。

私は、進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、愛知県市長会では、15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この市民関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただく、と言ったことを目的として例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題をお持ちよりいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

## ２　あいさつ

**事務局**

それでは、まず始めにご多忙の中、ご出席賜りました愛知県の皆さま方をご紹介させていただきます。

総務局総務部市町村課　行政グループ　課長補佐　河村　泰匡　様

総務局総務部市町村課　行政グループ　主事　深見　雄紀　様
総務局総務部デジタル戦略課　主査　藤井　奈保子　様

それでは、市町村課行政グループ　課長補佐　河村　泰匡様よりごあいさつをいただきます。

**愛知県（河村）**

ただいまご紹介預かりました愛知県市町村課行政グループの河村でございます。
本日お集まりの皆さま方におかれましては、日頃から住民基本台帳事務を初め本日の議題にもあります印鑑登録事務など幅広い業務にご尽力をいただき、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

住民基本台帳事務につきましてはその適正な執行が求められる中、最近では戸籍法等の改正に伴う氏名の振り仮名の記載への対応もあり、皆様には大変なご苦労があることと存じます。

本日の会議が市民関係事務の適正な執行に資する有意義なものとなるようご期待申し上げ、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## ３　議題

**事務局**

ありがとうございました。ここからは、資料に沿って進めさせていただきます。不足資料がございましたらお申し出ください。

それでは、次第３　議題に入ります前に、前回会議におきまして、建制番号順により、今年度の会議進行の議長当番市として、北名古屋市さんに決定しております。北名古屋市市民課長　近藤様、よろしくお願いします。

**議長**

皆さまこんにちは。本日議長を務めさせていただきます北名古屋市市民課の近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議題に入る前に、本日の会議の進め方について、ご説明いたします。

各市からの議題の回答は、前もって配布しておりますので、個別の発表は行いません。まず最初に、議題ごとに、提案市から議題の趣旨説明をしていただきます。次に、各市から出された回答について、私から簡単に取りまとめ状況を説明いたします。その後で、回答の内容に補足説明等されたい市がありましたら、補足説明をお願いします。その次に、議題提案市に各市の回答について、追加質問をされたいか、お伺いします。更に、議題提案市以外の市にも　追加質問やご意見をされたいか、お伺いします。最後に必要に応じて愛知県の方か

らコメントをいただく、という順番で進めさせていただきます。
なお、この会議は要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催しておりますので、皆さまからの活発なご意見と情報共有をお願いいたします。

**（１）個人番号カードの印鑑登録証等としての利用状況について**

**議長**
それでは議題１に進みます。
「個人番号カードの印鑑登録証等としての利用状況について」、提案市であります豊川市さんより趣旨説明をお願いいたします。

**豊川市**
印鑑登録証明書の発行事務において、本市では窓口交付の際には条例の規定により印鑑登録証の提示を求めておりますが、印鑑登録証を忘れた方や紛失された方でマイナンバーカードを所持している場合、コンビニエンスストアではマイナンバーカードで発行できるのに窓口ではなぜできないのかとのご意見をいただき、対応に苦慮することがあります。
本市では今年の 1 月に住民記録システムの標準化を行った際の障害発生の影響で約 2 か月間コンビニ交付が停止し、より頻繁に同様のご意見をいただくようになりました。
また、議会からも窓口で印鑑登録証の代わりに本人確認書類の最たるものであるマイナンバーカードで発行できないとはどういうことかという質問質疑をいただいているところです。
一方で、窓口においてマイナンバーカードでの印鑑登録証明書交付を実現するためには、機器の設置、運用の見直し、条例改正等が必要となるほか、コンビニ交付が一定程度普及している状況もあり、その必要性に疑義があるところです。
そこで、各市の対応状況を確認し、今後の方向性を検討させていただきたく議題を提出しました。よろしくお願いします。

**議長**
ありがとうございました。資料１－１をご覧ください。
各市の回答を見させていただくと、窓口において個人番号カードを印鑑登録証等として「利用可能としている」のは 11 市、「利用不可としているのは」27 市という状況です。
利用可能としている場合の「利用方式について」は、「ア」の「個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープ等を利用」をされているところはなく、「イ」の「利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用」しているのは 6 市、「ウ」の「その他」と回答したのは 5 市で、いずれも印鑑登録証に代えて個人番号カードを提示することによる対応をとられています。
また、「利用方式」として、「イ」を選んだ 6 市における「利用者証明用電子証明書の有効

性の確認手法」については、「統合端末」による確認が 5 市、「確認せず、マイナンバーカードの目視確認のみ」としているのが 1 市となっています。

資料１－２をご覧ください。

個人番号カードの印鑑登録証等としての利用を実施していない理由については、複数回答可としておりますが、「ア」の「実施すること自体の必要性を感じていない」が 7 市、「イ」の「自庁内に多機能端末を設置している」が 5 市、「ウ」の「自庁内のコンビニ等に多機能端末が設置されている」が 1 市、「エ」の「自庁内に自動交付機等を設置している」が 3 市、「オ」の「らくらく窓口証明書交付サービスを導入している」が 6 市、「カ」の「その他」が 13 市あり、その内容は、今後、窓口利用の実施を予定している、庁舎内に多機能端末機を設置予定している、庁舎周辺にコンビニがありカバーできている、という回答でした。

それでは、回答していただいた内容に補足説明等されたい市がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

特にないようですので、豊川市さんのほうから各市の回答について、何かご質問等はございますか。

**豊川市**

マイナンバーカードの利用を可能としている団体 11 市のうち、印鑑登録証かマイナンバーカードのどちらか一方に集約する運用を行っていると回答いただいた蒲郡市を除いた一宮市、刈谷市、豊田市、犬山市、大府市、知立市、岩倉市、豊明市、日進市、長久手市の 10 市にお伺いします。

事務処理要領の 6 ページの第 6-1 では、「印鑑登録証等に代えて、個人番号カードを印鑑登録証等として利用することを認める」とされており、従前までの印鑑登録証での運用からマイナンバーカードの利用を可能とする運用に変更した当初では、既に従前の印鑑登録証を保有されている方が多かったのではないかなと思いますが、マイナンバーカードか印鑑登録証かのいずれかを選択しなければならない制度とした場合、新規に印鑑登録をしようとする方であればまだしも、既存の登録者の方にはマイナンバーカードの利用になかなか切り替えられないほか、利便性という意味でも損なわれるのではないかなと本市としては考えております。

そこで、どのような制度で運用されているのか、従前の印鑑登録証とマイナンバーカードの併用を認めているか否かについてご教示いただければと思います。

**一宮市**

本市では、マイナンバーカードに特別な機能を付与しているわけではなく、あくまで本人

確認のために統合端末で暗証番号を入力してもらい、その上で印鑑登録証を持っていることが分かれば証明書を発行するという運用をしています。

背景として、一宮市は 2 市 1 町で合併をしてそのときの 3 庁舎とそれ以外に出張所が 10 か所ありますが、3 庁舎には庁舎内にコンビニ端末を設定しているためこういった運用を行うことはありませんが、出張所ではコンビニ端末を設置していないので目の前にお客さんがいるのにコンビニまで移動していただくのは申し訳ないので、あくまで救済措置としてマイナンバーカードを利用した運用を行っている状況です。そういう意味で「イ」ではなく「ウ」と回答するのが適切であると思います。

**刈谷市**

本市もマイナンバーカードを利用してということではなく、印鑑登録証をお持ちでない場合にコンビニ交付との整合性を図るためにマイナンバーカードの提示でも発行可能としていますので、回答は「イ」ではなく「ウ」とするのが適切なのかどうかは豊川市さんにご判断いただきたいと思います。なお、印鑑登録証の回収はしていません。

**豊川市**

マイナンバーカードが印鑑登録証の代わりになるというような運用ではなくて、元々の印鑑登録証がそのまま生きていて、マイナンバーカードで本人確認をして、登録状況として印鑑登録書が発行されている方かどうかを見て発行しているということなんですよね。

質問の趣旨としては印鑑登録証の代わりにマイナンバーカードを使えるということについて質問したかったので、今の回答の内容ですと、一宮市さんと同じように「ウ」であると判断させていただきます。

**豊田市**

コンビニ交付を開始した平成 28 年からこの制度を開始しています。実際には印鑑登録証が最優先で、印鑑登録証を持ち合わせてないときに本人確認としてマイナンバーカードを持っていれば申請できるということでやっております。

**犬山市**

今までの話を聞いてまして本市も「イ」ではなく、「ウ」の回答が適切だと思います。印鑑登録証とマイナンバーカードの両方とも可能という形をとっています。

**大府市**

本市もこれまで発表された他市と同様の扱いをしています。印鑑登録証の回収もしていません。

**知立市**

印鑑登録証とマイナンバーカードのどちらの提示があっても交付請求を可能としていますが、マイナンバーカードによる請求については本人のみと限定して実施しています。

**岩倉市**

本市もこれまで発表された他市と同様の運用をしています。印鑑登録証の回収もしていません。

**豊明市**

本市も他市と同じ運用で、マイナンバーカードの提示と印鑑登録証の併用で行っております。よって新しく印鑑登録をされる方にも、印鑑登録証を改めてお渡しをしているという状況です。

**日進市**

印鑑登録証に代えて、というところがありますので、印鑑登録証でもマイナンバーカードでもどちらでもよいという運用になっています。

**長久手市**

本市も回答は「イ」ではなく「ウ」になるかと思います。印鑑登録証明書の請求の際には、印鑑登録証、マイナンバーカード、どちらの提示でも交付申請を可能にしております。印鑑登録された方には全て印鑑登録証を交付しており、その回収も行っていません。利用者証明用電子証明書が有効であることを確認した上で、マイナンバーカードでも印鑑登録書証明書を交付するという形をとっています。

**議長**

それでは、一宮市・刈谷市・犬山市・大府市・長久手市の回答について、「イ」から「ウ」への変更をお願いします。

豊川市さん他にご質問はございますでしょうか。

**豊川市**

国から示されている事務処理要領では、印鑑登録証かマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を利用して識別カードとして利用する場合に、印鑑登録証明書の発行ができるというふうに本市としては理解をしていたところなんですが、今回答を「ウ」に変えられた団体も含めて、「ウ」の団体さんは単純にそのマイナンバーカードの有効性を統合端末で確認して、印鑑登録がある方であれば、紛失の状況などに限らず発行をされているというふうに理解ををさせていただきました。

その対応で差し支えないかどうかという点について、何かご見解をお持ちでしたらぜひアドバイスをいただければと思います。

**議長**

皆さんの中で、これで大丈夫だよというような考えがあれば教えていただきたいと思いますが、ご意見はございますか。

（発言なし）

**議長**

特に意見はありませんでした。

それでは豊川さん他に別の質問があればお願いします。

**豊川市**

マイナンバーカードの利用を可能としている団体 11 市のうち、本人しか対応していないと回答いただいた団体以外の団体にお伺いをしたいと思います。

従前までの印鑑登録証であれば、請求したい方の印鑑登録証の提示があれば、代理人であっても窓口で交付請求が可能だったと思います。本市はそういう対応をしていますが、これに対しましてマイナンバーカードを利用する場合というのは、各市の制度設計において窓口請求できる人としては本人のみ可能であるのか、それとも代理人であっても交付したい方のマイナンバーカードを持ってきて利用者証明用電子証明書の暗証番号がわかれば対応可能としているのか。その状況について教えていただければと思います。

**一宮市**

こちらは制度上、マイナンバーカードでログインできればそれは本人であるということになっておりますので、公式な見解としてはこれは本人でないと駄目ということになります。

**刈谷市**

窓口での交付は本人のみとしています。

**蒲郡市**

窓口での交付は本人のみとしています。本市では新しく印鑑登録をしていただくときに、マイナンバーカードで登録するか、従前の印鑑登録証で登録するかというのを選んでいただいていて、もし代理の方が来るような場合があれば、従来どおりの印鑑登録証の方で登録お願いしますという取り扱いをしております。

**犬山市**

窓口での交付は本人のみとしています。

**大府市**

窓口での交付は本人のみとしています。

**岩倉市**

窓口での交付は本人のみとしています。

**豊明市**

窓口での交付は本人のみとしています。一宮市さんと同様、暗証番号は本人しか知り得ないということから、コンビニ交付ができるのは本人のみであるということから、窓口でも同じ対応をしております。

**長久手市**

窓口での交付は本人のみとしています。

**議長**

ありがとうございました。

それでは、続きまして豊川市さんから他に質問がありましたらお願いします。

**豊川市**

最後の質問です。

事務処理要領では、窓口での個人番号カードの利用にあたっては利用者証明用電子証明書の効力が失われないことの確認と電子証明書が有効であることの確認が必要とされておりまして、本市ではこれを行うために、先にマイナンバーカードの窓口で確認の対応を行った上で、印鑑登録証明書の窓口へ誘導する運用についても検討しましたが、運用面が複雑となることから、印鑑登録証明書の窓口に新たな機械を設置して対応することを検討しております。ただし、機器も皆さん回答いただいた統合端末が多かったんですけれども統合端末や多機能端末は高価であることから、より安価なスマートフォン等を印鑑登録証明書窓口へ設置して、マイナポータルへのログインを行わせることでこれらの対応確認をしようとすることができないかと検討しているところでございます。

この手法について、この方法では良くないといった見解などお持ちでしたら、ご意見ご助言いただきたいと思います。

**議長**

皆さんの中で何か情報をお持ちでしたら、お聞かせいただきたいんですけれどもいかがでしょうか。

（発言なし）

特にご意見はありませんが、何か情報がありましたら皆さんで共有できたらいいなと思います。よろしくお願いします。

では豊川市さんからの質問は以上となります。

それでは他に追加で伺ってみたい市がありましたらお願いします。

**日進市**

追加質問１にお答えされた市にお聞きします。6 月 14 日から導入された特定在留カード、特定特別永住者証明書に関連して印鑑条例の改正が必要になるかと思います。本市では 9 月議会に諮り、施行日については遡らず、公布の日から施行とする予定です。他市が何月議会に条例改正を上げられ、施行日をいつにされるのかお伺いします。

**議長**

既に条例改正を行った市は挙手をお願いします。

（豊田市、新城市　挙手）

**議長**

それぞれ、施行日はいつでしょうか。

**豊田市**

6 月議会で実施し、施行日は 6 月 30 日としました。

**新城市**

6 月議会で実施し、施行日は公布の日としました。

**議長**

9 月議会で議案を提出される市は挙手をお願いします。

（数市　挙手あり）

**議長**

12 月議会での改正を予定してる市は挙手をお願いします。

（挙手なし）

ありがとうございます。
では他に何かお伺いされたい市の方はいらっしゃいますか。

（挙手なし）

特にないようですので、議題について、県の方から何かコメントの方がございましたらご発言をお願いします。

**愛知県**
特に意見はありません。

**議長**
ありがとうございます。それでは議題１につきましては以上とさせていただきます。

**（２）印鑑登録原票の保管状況について**

**議長**
続きまして議題２「印鑑登録原票の保管状況について」、提案市であります豊川市さんより趣旨説明をお願いします。

**豊川市**
趣旨は資料に記載されている通りでございますが、本市では紙の原票を管理するために、執務室から離れた鍵のかかる保管室内に専用キャビネットを設置して保管しております。年々そのボリュームが増えており、保管室の場所もちょっと分散して保管せざるを得ない状況で管理上のリスクが増大している他、保管場所そのものの確保も困難になってきている状況です。
死亡等で廃止で除票となった件数が令和 7 年度で 5,500 件程度なんですけれども抜き取りの作業が職員の負担になってきております。
そこで本市としましては事務処理要領の改正があったことを契機として、今後紙の原票は廃棄していきたいと考えているところです。
そこで県下の各市がどのように対応されていらっしゃるのか参考とさせていただきたく、議題を提出した次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長**
ありがとうございました。資料２をご覧ください。
各市の回答を見させていただきますと、１つ目の原票の調整（保存）方法については、「ア」の「紙媒体のみ」としているのは９市、「イ」の「磁気ディスクのみ」としている

のは 14 市、「ウ」の「磁気ディスクと可視台帳の併用」としているのは 15 市となっています。

次に、2 つ目の質問「過去に作成して保管されていた紙の印鑑登録原票について」では、「ア」の「廃棄した、廃棄している」と回答したのは 8 市、「イ」の「現在も保管している」と回答したのは 6 市で、原票を「廃棄した、廃棄している」と回答した 8 市における「移行から廃棄するまでの期間」は、約半年から 5 年など、各市、取り扱いが異なっています。

最後に、3 つ目の質問、「その他、今後の方向性及び課題」では、紙の原票について、廃棄するなど方向性が定まっている市、検討に至っていない市など、対応が様々です。

それでは、回答していただいた内容に補足説明等されたい市がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

特にないようですので、回答内容について、豊川市さんから伺ってみたい市はございますでしょうか。

**豊川市**

回答いただきありがとうございました。追加の質問はありません。

**議長**

それでは他に追加で伺ってみたい市がありましたら、挙手をお願いします。

（挙手なし）

特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどございましたご発言をお願いいたします。

**愛知県（深見）**

県としましては各市の対応状況につきまして特にコメントはございません。印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことを踏まえ適切に対応していただければと考えています。

**議長**

ありがとうございました。議題２につきましては以上とさせていただきます。

**（３）マイナンバーカード交付関連事務増加に伴う対応について**

**議長**

続きまして議題３「マイナンバーカード交付関連事務増加に伴う対応について」、提案市であります北名古屋市より趣旨説明をいたします。

振り仮名記載に伴うマイナンバーカード関連事務の増加に加え、令和８年末頃から令和９年度末にかけ、電子証明書の更新及びマインバーカードの更新手続きの件数が大幅に増加することが見込まれています。

そこで、今後の取り組みの参考とさせていただくため、窓口の混雑緩和に向けた対策等について各市の状況をご教示ください。

１つ目は、窓口の混雑緩和に向け、対策を検討されていることについて、２つ目は、その他、窓口の混雑緩和のためにこれまで取り組まれた事例や、現在の課題があればご教示をお願いします。

資料３をご覧ください。

各市の回答を見させていただきますと、

「ア」の「窓口受付体制・動線の見直し」については 15 市、「イ」の「窓口予約システムや発券機の導入（または拡張)」については９市、「ウ」の「電子証明書更新手続き等の郵便局への事務委託」については３市、「エ」の「会計年度任用職員の増員」については 14 市、「オ」の「窓口業務の民間委託」については９市、「カ」の「その他」については 12 市あり、内容としてはコールセンター業務の外部委託、予約枠や土日臨時窓口等の開設の拡充、人員及び機器等の補充などがあげれています。

それぞれ、何らかの対策を取られている市が多数あるように見受けられます。

それでは、回答していただいた内容に補足説明等されたい市がありましたら挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

特にないようですので、北名古屋市より質問をさせていただきます。

**北名古屋市**

はじめに豊橋市にお尋ねします。

コールセンター業務の外部委託について、導入を検討されてるとのことですが、業務内容、範囲は、マイナンバーカードに関するもののみでしょうか。また、導入予定時期について、委託は時限的なものか、恒久的なものかをお伺いします。

**豊橋市**

先行している豊明市さんの取り組みを参考にして検討したもので、まだ予算措置されてないということでお願いしたいと思います。

業務内容につきましては、電話回線は３回線を想定して平日と土日祝日の午前８時 30 分

から午後 8 時までやっていただくような形で想定しております。業務範囲はマイナンバーカードに関するもののみで、主として予約受付の他、マイナンバーカードに関する一般的な質問への対応を想定しております。導入予定時期は令和 9 年の夏頃を予定しております。

時限か恒久かについては直近の動向や社会情勢等を踏まえて判断していく形になると考えております。

**北名古屋市**

豊明市にお尋ねします。

これまで取り組まれた事例として、カード申請に係るオンライン窓口及び問い合わせコールセンターの総合委託とありますが、こちらの業務の概要及び導入の効果についてお伺いします。

**豊明市**

カード申請に係るオンライン窓口は、テレビ電話によってオペレーターを映して、その方と通話をしていただくという形で遠隔操作での対応となります。オンラインではカード申請の補助の申請などを行っていただきます。他には健康康保険証の登録、公金受け取り口座のサポート等もお願いをしております。

マイナンバーカードに関する問い合わせのコールセンターの設置も同様に行っておりまして、期間は年末年始を除く平日、そして土日の午前 8 時 30 分から午後 8 時までをお願いしております。

導入の効果については、問い合わせや申請補助に割く職員の方の負担はかなり減少しております。令和 7 年度の 8 月から行っていますが、令和 7 年度のコールセンターは月平均で 192 件、オンライン窓口は月平均 216 件でした。令和 8 年度になりましてまだ 4 ヶ月なんですけども少し減り、コールセンターは月平均 96 件、オンライン窓口は月平均 138 件となっております。

**北名古屋市**

最後に、西尾市、江南市、清須市にお尋ねします。

郵便局への事務委託を検討されているとのことですが、委託の内容、対応可能な局数、導入予定時期についてお伺いします。

**西尾市**

郵便局への事務委託については検討段階ですが、電子証明書の更新と暗証番号の再設定を考えています。西尾市内に郵便局は 20 局あるので、もしお願いするとしたら本庁舎及び支所から遠いところにある郵便局で、駐車場にもある程度余裕があるところで検討したいと思っています。なお、導入予定時期は未定です。

**江南市**

令和 5 年 2 月から郵便局に対してマイナンバーカードの申請支援事務委託を実施しており、市内の郵便局 10 局全てで申請書のサポートや受け取り、写真撮影などの事務をお願いしています。今後、電子証明書の更新を委託したいと内部で検討しているところですが、現状としては未定でございますので、実施時期についても明確に回答はできません。

**清須市**

今年の 10 月 1 日から、電子証明書の更新及び暗証番号の再設定等について郵便局への事務委託を始める予定です。対応可能な局数については、市役所から一番遠い郵便局 1 局を予定しています。

**議長**

それでは他に追加で伺ってみたい市がございましたら、挙手をお願いします。

**愛西市**

豊明市にお伺いします。コールセンターを委託されているということですが、代表電話にかかってきた場合、コールセンターへの誘導はどのように行われていますか。

**豊明市**

コールセンターへの電話は本庁にかかってくるわけではなく、新たに番号を本市が取得してボイスワープという形で 3 局分持っています。

**愛西市**

国のコールセンターと重複する部分もあるのかなと思いますけれども、この委託にかかる費用を見積もりとりましたところ、1 人の正規職員を雇うのと同じぐらいの金額だったものですから、その点について効果をどのように検証されているか教えていただけますでしょうか。

**豊明市**

戸籍の振り仮名の葉書を発送することに併せてコールセンターの方を作ろうかという話から、マイナンバーカードについてもコールセンターを持ちたいとなり、たまたまそういう業者の方が営業に来ました。マイナンバーカード総合支援窓口業務委託ということで、窓口の方にも派遣の方を 2 名常駐していただく、そしてコールセンター、オンライン窓口という 3 点について、総合的に委託をして補助金対応でやっております。

**議長**

他によろしいでしょうか。それでは、県の方からこの議題についてコメントなどございま

したらご発言をお願いいたします。

**愛知県（藤井）**

皆さまにご活用いただいているマイナンバーカードの交付事務費補助金を使って、郵便局に対する業務委託などを実施していただいて窓口の混雑緩和に努めていただければと思います。窓口体制自体もDX化を進めていただいて、混雑緩和、書かない窓口なども検討していただければと思います。

**議長**

ありがとうございました。議題３につきましては以上とさせていただきます。

**（４）その他**

**議長**

続きまして議題４　その他に入らせていただきます。

会全体を通して何かご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

**田原市**

特定在留カードの関係で印鑑条例を改正するという話があったんですけど、当面改正しない市も多いのではないかと思います。本市も法規担当と協議したり、近隣市と話をした結果、当面改正は行わない方針であります。第一法規と株式会社ぎょうせいから改正の例として情報が出たと思いますけど、法の規定の中で特定在留カードをマイナンバーカードとみなすと読み取れるので、改正はマストではないと思います。ただ、規定としては改正した方がわかりやすいものになると思います。総務省、愛知県からは特に情報は出ていないので、総務省から情報が出たら、又はその他の改正があればそのついでに改正しようかと考えています。

**議長**

印鑑条例の改正について、既に行った市、これから行う市、その必要がないと考えている市とあるんですけれども、今のお話だと、国や県から特に情報もないことも大きな要因かなと思いますが、愛知県からどのようにすべきかとか何かアドバイスがありましたらお願いできますでしょうか。

**愛知県（河村）**

第一法規と株式会社ぎょうせいから提供された資料を確認していないので、どのような書きぶりなのかは別途確認させていただきますが、条例等の書きぶりについては各団体によって異なるところですので、統一的にこうすべきだというのは現時点ではお伝えできな

いところです。

**議長**

他にご意見、ご質問等ございますか。

**豊橋市**

こども性暴力防止法が今年の 12 月 25 日から施行されるということで、先日こども家庭庁から都道府県、指定都市、中核市長宛に通知が来まして、子ども関係や教育関係などの関係する部署と連携した体制を整備してくださいという内容となっています。

教育従事者に対してその戸籍情報の提供による犯罪歴の確認が義務化されたということで、新規採用者の他に現職の教員が窓口に戸籍謄本等を取りに来る可能性があるかなと考えており、その負担がかなりのものになるのではないかと懸念しています。そこで、すでに体制を組んでいるとか、通常の窓口とは違うようなやり方などを検討されているとか、他にもオンラインとか郵送など、具体的に検討されている自治体がありましたらおしえていただければと思います。

**議長**

豊橋市さんからのご質問に対して何か情報を提供していただける市がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（発言なし）

**議長**

証明書の交付が多くなる点について懸念されているということですよね。

**豊橋市**

そうですね。施行から 3 年以内に現職の教員は取りに来るようにとなっているんですけど、元々国が構築するシステムで電子証明により確認するという想定だったのですが、戸籍のベンダーから聞くと、紙の戸籍謄本でないと確認できない方が大部分だというような情報もありました。そうするとそういった方が窓口に来てしまうということがあって、国の方も分散化して請求するように割り当てをするなどの対応も考えているようですが、例えば学校の先生など市側でコントロールできる対象だったらいいんですけれども、義務化されていないような民間の学習塾や児童クラブなどが一度に来たときに、窓口が混乱するのではということを懸念しています。

もし今後何か新しい情報だとか、こういう取り組みをされているということがあれば教えていただけたらと思います。お願いします。

**議長**

ありがとうございました。続いて　次第４　次年度当番市の決定に入ります。

## ４　次年度当番市の決定

**議長**

次年度の当番市について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

次年度の当番市について、でございますが、建制番号順によりまして、議長当番市は、弥富市さんにお願いすることとなります。弥富市さん、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

**議長**

以上をもちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

## ５　閉会

**事務局**

近藤課長様、ありがとうございました。これをもちまして、市民関係部課長会議を閉会します。長時間にわたり、ありがとうございました。